

業務停止命令

処分日：令和7年5月21日

業者名（氏名）・ 登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
アールズ（高山裕之） 東京都知事(12)第11310号 令和6年4月15日	港区東新橋二丁目10番2号 中銀新橋マンション901号	・返済能力の調査義務違反 (※)

- 1 業務停止期間
令和7年5月28日から同年7月11日まで（45日間）
- 2 停止対象業務
業務の全部（弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務並びに知事が個別に承認した行為を除く。）

【参考】

(※) 返済能力の調査義務違反

貸金業法では、個人の資金需要者又は個人で保証人となろうとする者(以下「個人顧客等」という。)と貸付けの契約を締結しようとする場合に、個人顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入の状況、返済計画その他の返済能力に関する事項の調査(以下「返済能力調査」という。)を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することを貸金業者に義務付けています。

しかし、当該貸金業者は、個人顧客等の返済能力調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しないで貸付けの契約を締結していました。

貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。
おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。

東京都知事登録の貸金業者に関する苦情・相談

電話：03-5320-4775（貸金業対策課）

時間：午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

都知事登録の貸金業者と都に寄せられたヤミ金融の一覧は以下のHPで確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/>

業 務 改 善 命 令

処分日：令和7年5月21日

業者名（氏名）・ 登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由
アールズ（高山裕之） 東京都知事(12)第11310号 令和6年4月15日	港区東新橋二丁目10番2号 中銀新橋マンション901号	・事実とは異なる内容の事業報告書を東京都知事に提出した。(※)

1 業務改善の内容

資金需要者等の利益の保護を図るため、処分理由と同種事案の再発防止に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じ態勢の整備を図ること。

- 純資産額（自己資金額）の状況がわかる帳簿等を整備し、その整備状況について報告すること。
- 事業報告書を適正に作成するため、貸金業法施行規則第26条の29第3項第2号で定める財産に関する調書及びその金額の裏付けとなる資料を当面の間、四半期ごとに提出すること。

【参考】

(※) 事業報告書

貸金業法に基づき、貸金業者は、各事業年度終了後に事業報告書を提出する義務があります。法人の場合は決算書（貸借対照表、損益計算書等）を添付し、個人の場合は財産に関する調書を添付しなければなりません。

貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。

東京都知事登録の貸金業者に関する苦情・相談

電話：03-5320-4775（貸金業対策課）

時間：午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

都知事登録の貸金業者と都に寄せられたヤミ金融の一覧は以下のHPで確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/>